(七)　船員が法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置の適用を容易に受けられるようにするため、あらかじめ、当該措置の対象者の待遇に関する事項を定め、これを船員に周知させるための措置を講ずるように配慮すること。

(八)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずるに当たっては、船員が就業しつつその子を養育することを実質的に容易にする内容のものとすることに配慮すること。

(九)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第三項の規定による労使協定の締結により国土交通省令で定める一日未満の単位での法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号の休暇の取得ができないこととなる「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、前項の国土交通省令で定める一日未満の単位で第一項第四号に規定する休暇を取得することが困難と認められる業務」とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

イ　短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員が行う業務

ロ　船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員が行う業務

(十)　法第二十三条の三第四項の規定により労働組合又は船員の過半数を代表する者の意見を聴くに当たっては、事業主は、子を養育する船員からの意見聴取や船員に対するアンケート調査も併せて行うことが望ましいこと。

(十一)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項に規定する対象措置を利用する船員については、当該船員の家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、当該船員が選択した制度が当該船員にとって適切であるかを確認すること等を目的として、同項の規定による面談等の実施後においても、定期的に面談等を実施することが望ましいこと。

九　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項に規定する休暇及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項各号に定める制度又は措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たっての事項

(一)・(二)　(略)

十　(略)

(一)　(略)

(二)　(略)

イ　(略)

ロ　当該船員がした介護休業により法第十一条第二項第二号の介護休業日数が九十三日に達している対象家族又は当該船員に関して事業主が講じた法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項に定める措置に係る対象家族についても、再び当該船員による介護を必要とする状態となる場合があること。

ハ～ホ　(略)

十の二　子を養育する船員に係る定期的な面談等に関する事項

子を養育する船員については、育児期に当該船員の仕事と育児の両立に係る状況やキャリア形成に対する考え方等が変化する場合があることを踏まえ、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の規定による面談等のほか、妊娠・出産等

九　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項に規定する休暇及び同項各号（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定める制度又は措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たっての事項

(一)・(二)　(略)

十　(略)

(一)　(略)

(二)　(略)

イ　(略)

ロ　当該船員がした介護休業により法第十一条第二項第二号の介護休業日数が九十三日に達している対象家族又は当該船員に関して事業主が講じた法第二十三条第三項に定める措置に係る対象家族についても、再び当該船員による介護を必要とする状態となる場合があること。

ハ～ホ　(略)

（新設）